

規 則

「千曲市歴史文化財センター条例施行規則」をここに公布する。

令和7年3月31日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第25号

千曲市歴史文化財センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千曲市歴史文化財センター条例（平成23年千曲市条例第13号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の利用及び貸出し)

第2条 千曲市歴史文化財センター（以下「センター」という。）が所管する文化財資料（以下「資料」という。）は、教育又は学術研究等のために、閲覧若しくは貸出しをすることができる。

- 2 資料を閲覧しようとする者は、資料閲覧申込書（様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 資料の貸出しを受けようとする者は、資料貸出許可申請書（様式第2号）を市長に提出し、資料貸出許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。
- 4 資料の貸出しの期間は、原則として30日以内とする。

(損害賠償)

第3条 資料の閲覧者又は借用者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設若しくは設備を損傷し、又は備品若しくは資料を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の千曲市歴史文化財センター条例施行規則（平成23年千曲市教育委員会規則第4号。次項において「旧規則」という。）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則の規定により作成した様式は、この規則の施行の日

以後においても、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

千曲市所蔵 文化財資料閲覧申込書

(宛先)千曲市長

閲覧者住所
氏名
電話番号

閲覧条件を承知のうえ、下記資料の閲覧を申し込みます。

記

1 閲覧資料名

2 閲覧の目的

3 閲覧の内容

- ① 閲覧のみ
- ② 実測・写真撮影

4 閲覧日時

年 月 日 時から 時まで

5 閲覧条件

- ・係員の指示に従ってください。
- ・閲覧目的以外に使用しないでください。
- ・資料によっては、保存上や整理の都合上などの理由で閲覧許可できない資料もあります。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

千曲市所蔵 文化財資料貸出許可申請書

(宛先)千曲市長

申請者住所
氏名
電話番号

下記資料の貸出を申し込みます。

記

1 貸出資料名

- ① 実物資料の貸出
- ② 写真等のデジタルデータ

2 貸出の目的

3 貸出期間

年 月 日 から 月 日 まで

4 その他

- ・輸送及び保管方法等

様式第3号(第2条関係)

第 号
年 月 日

千曲市所蔵 文化財資料貸出許可書

様

千曲市長

年 月 日付けで申請のありました資料の貸出を、下記条件を付し許可します。

記

1 貸出資料名

2 貸出の目的

3 貸出期間

年 月 日 から 月 日 まで

4 貸出条件

- ① 資料は当該目的以外に使用しないでください。
- ② 使用にあたっては、「千曲市所蔵」と明記してください。
- ③ 貸出期間中において破損、事故等が起きた際には千曲市歴史文化財センターに直ちに連絡すると共に、その対応について善処してください。
- ④ 図録等を作成した場合は、千曲市歴史文化財センターへご寄贈ください。